

justax

No.10

MAY'94

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

相続分の譲渡

相続とは争族と言われるくらいその遺産の分割に多くの時間が費やされます。その間に、共同相続人の一人が、経済的理由から、あるいは、遺産分割協議を調えるため、自分の未分割遺産に対して有する相続分を、他の共同相続人や第三者に譲渡(民法905条)することがあります。

■遺産の全部又は、一部が未分割の場合は、相続税法55条により、各共同相続人が「民法(904条の2寄与分を除く)の規定による相続分」に従って未分割遺産を取得したもとして相続税の課税価格を計算します。また、「民法の規定による相続分」とは、民法900条から民法903条までに規定する相続分(法定相続分)をいう取扱いになっています(相続税法基本通達55-1)。

■この「民法の規定による相続分」に、共同相続人間の譲渡による相続分が含まれるか否かで、最高裁まで争われた事例があります(昭62.10.26東京地裁、平元.8.30東京高裁、平5.5.28最高裁)。

◎原告Xは、父の相続について、他の共同相続人A及びBとの間で、紛争が生じたため、遺産分割ができないまま相続税の申告期限である昭和49年9月14日相続税の申告書を提出しました。その後、相続人間の調停による遺産の一部分割を経て、原告XとAとの間で、紛争の解決のため、Aから原告Xへ、株式による代償を含め負担金額11,478,879円で相続分の譲渡による裁判上の和解が成立しました。

この相続分の譲渡について、被告課税庁は、遺産の一부분割(代償分割)と解して、原告Xの相続分(3分の1)に、譲渡を受けたAの相続分(3分の1)を加算して課税価格の計算をしました。

これに対して、原告Xは、相続税法55条では、未分割遺産について、申告後、分割が行われた場合には、更正の請求又は更正・決定できるのに、相続分の譲渡が行われた場合は更正の請求等ができないから相続分の譲渡は遺産の分割とみることはできないと反論しました。したがって、相続分の譲渡が、遺産の分割でない以上、譲渡を受けた相続分は考慮しないで、民法の規定による相続分(法定相続分)の割合によって課税価格を計算するべきであると主張しました。

◎裁判所の判断では、遺産の分割は全共同相続人の合意がなければできないから、当事者間2人でなされた和解は遺産の分割ではなく相続分の譲渡であるとししました。しかし、相続税法は、各共同相続人が、現実に取得した財産の価格に応じて相続税を課することを原則としていることを踏まえ、相続税法55条にいう「民法の規定による相続分」とは、法定等相続分のみをいうのではなく、共同相続人間で相続分の譲渡があった場合、その譲渡の結果定まる相続分(譲渡人については法定等相続分から譲渡したものを、譲受人については法定等相続分に譲り受けた相続分を加えたもの)も含まれると判断しました。

地裁から最高裁を通じて、納税者の主張は棄却されましたが、相続税法55条の「民法の規定による相続分」には、共同相続人間の譲渡による相続分も含まれるという、従来の課税実務とは異なる見解が示されたことは、今後の実務に与える影響は大きいと思われます。なお、第三者に相続分を譲渡した場合には、相続分に応じた相続税が課税され、かつ、譲渡所得の発生原因(無償譲渡の場合は、譲受人に贈与税)となります。

……………(資料提供 東京税理士データバンク室)